

「パリにおける上州和牛プロモーション」業務委託仕様書

1 本業務の趣旨

上州和牛の欧州での訴求力及び認知度を向上させ、フランス・パリにおける上州和牛の定着を図ることを目的に、現地の消費者及び実需者を対象に、上州和牛に係る情報提供と実際に食する機会を創出するイベントを実施する。

2 業務の名称

「パリにおける上州和牛プロモーション」業務

3 事業費

3,800千円（消費税及び地方消費税相当額込み）を上限とする。

4 委託期間

契約締結日～令和5年3月17日（金）

5 業務の内容

次のとおり上州和牛試食イベントを実施する。

(1) 開催時期

ア 令和5年2月15日（水）から令和5年3月3日（金）まで

イ イベント実施日は、群馬県農畜産物等輸出推進機構と事前に協議の上決定すること。

(2) 開催回数

1回

(3) 開催場所

フランス・パリ市内のフレンチレストラン

(4) 対象者及び設定参加人数

次の中から合計20名程度を想定する。

ア 消費者のうち食に関する情報発信を行うインフルエンサー

イ 食に関する団体の代表

ウ 上州和牛取扱い希望シェフ

エ メディア関係者

オ 一般公募の応募者

(5) 実施形式

- ア 参加者に上州和牛を使用し開発したメニューを提供
- イ 開発メニュー及び上州和牛のフレンチ料理での可能性をプレゼンテーション
- (6) 使用する群馬県産農畜産物（指定食材）
- 次のア及びイで指定する食材を使用すること
- ア 上州和牛のうちロイン系部位（リブロース、サーロイン、ヒレ）
- イ 上州和牛のうちロイン系を除く部位（肩ロース、モモ、ウデなど）
- (7) 指定食材の調達
- 食材の経費は、県から受託者に支払う委託料の中で対応すること。
- なお、食材の調達方法は受託者自身で確保すること。
- (8) メニュー
- ア 上州和牛を使用したメニューを3種類以上開発し、招待客へ提供すること。
- イ メニュー名には、「上州和牛」又は「Joshu Wagyu」を入れること。
- ウ メニューには、上州和牛のPR文を記載するなど、参加者に上州和牛を知ってもらう仕掛けを行うこと。
- (9) 広報活動
- ア 受託者が持つSNS等での広報を行うこと。配信にあたっては、それぞれのイベント前後等、効果的なタイミングや内容を考慮し実施すること。
- イ パブリシティ活動を行うこと。
- ウ その他、本事業を広く周知するための広報を実施すること。
- (10) アンケートの実施
- 参加者にアンケートを実施すること。アンケート内容については、群馬県農畜産物等輸出推進機構と協議すること。
- (11) 参加者によるSNSやメディア等の発信
- 飲食店で実際にメニューを食べた参加者が、各自のSNSやメディア等で、本イベント及び上州和牛に関する投稿・記事を1回以上発信するよう依頼すること。
- (12) データの収集・分析
- 更なる上州和牛の販路拡大を図るための資料とするため、本件イベント業務の過程で収集した参加者のデータ等を分析すること。
- ア データ収集
- 以下のデータについて収集すること。
- ・参加者の属性
 - ・参加者による情報発信
 - ・その他必要と認められる内容
- イ 分析

上記アで収集したデータをグラフや表を用いて分析すること。また、分析したデータについて、群馬県農畜産物等輸出推進機構へ提出すること。

(13) その他

- ア イベント終了後も上州和牛の継続取引につながるよう企画段階から上州和牛の輸出・輸入業者や卸業者、レストランとの関係構築に努めること。
- イ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により当イベントが中止になる可能性を考慮し、中止の際には代替事業を実施すること。また、代替事業の想定をしておくこと。
- エ 当業務を実施するにあたり、より効果的な方法がある場合は、その旨提案すること。

6 告知等

試食イベントの参加者募集・招待は、受託者が行うこと。

7 業務完了報告書の提出

業務完了後、速やかに以下の事項を記載した業務完了報告書を提出する。

- (1) 業務完了年月日
- (2) 各業務内容についての実施内容
 - ア 実施店舗
 - イ 参加者の人数・属性
 - ウ メニュー
 - エ 指定食材の使用量及び調達先
 - オ アンケート結果
- (3) 特設ページビュー数
- (4) 招待客及び受託者のSNS等への投稿内容及び閲覧数等
- (5) 委託業務に関するまとめ、課題、分析、考察
- (6) 実施費用内訳
- (7) その他本業務に関連するもので、群馬県農畜産物等輸出推進機構が指示する内容

7 留意事項

- (1) 著作権等の権利及び成果の帰属

本業務で開発した成果物の著作権及び使用权は、受託者に留保されるもの（受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術等に関する権利等）を除き、群馬県農畜産物等輸出推進機構に帰属するものとする。

また、受託者は、本業務で群馬県農畜産物等輸出推進機構に帰属することとなる著作権に関する著作権者人格権を行使せず、また、受託者の従業員が、これらの権利を有する場合には、この者が著作権者人格権を行使しないために必要な措置をとるようになすこと。

(2) レシピ及びサンプル写真の使用について

本業務で制作したレシピ及びサンプル写真は、群馬県農畜産物等輸出推進機構及び群馬県に提供し、群馬県農畜産物等輸出推進機構及び群馬県が県ホームページなどで広く公開できるものとする。

(3) 秘密保持

本業務で知りえた業務上の秘密は、保持しなければならない。

本業務に関し、受託者が群馬県農畜産物等輸出推進機構から受領した資料等は、県の承諾なしに公表及び使用してはならない。

(4) 個人情報の保護

本業務で扱う個人情報の保護、流出、紛失に十分注意すること。なお、本業務で個人情報を集める場合には必ず、個人情報の取扱いに関する文章を示すこと。

(5) 再委託の可否

受託者は、業務の性質上、やむを得ない事情または効率的と認められる場合には、書面で群馬県農畜産物等輸出推進機構の承認を得たうえで、他者に再委託できる。ただし、企画提案書における業務実施体制に記載している事業者が実施する場合には、群馬県農畜産物等輸出推進機構の事前の承認は不要とする。

(6) その他

ア 群馬県農畜産物等輸出推進機構と十分協議を行いながら事業を進めること。

イ 委託期間中に進捗状況の報告を求めることがある。

ウ 仕様書に記載のない事項については、その都度協議する。

エ 事業の執行段階において協議の上、仕様書の内容を変更することがある。

オ 本事業に要した経費等の帳簿等を備え、事業終了後5年間保管すること。